

## はじめに

平成19年4月1日から改正学校教育法が施行されます。

この法律改正により盲・聾・養護学校は「特別支援学校」に一本化され、現在の盲・聾・養護学校の対象となる児童生徒等の教育を行うほか、地域の特別支援教育のセンターの機能が明確に位置づけられ、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について、助言・援助に努めることとされました。

また、小・中学校、高等学校及び幼稚園においては、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を含む障害のある児童生徒等に対し、障害による学習上及び生活上の困難を克服するための教育を行う旨が明記されました。

これからは、障害児学級（特別支援学級）の設置だけではなく、全校種において、学校全体で、教育上特別な支援を必要とする児童生徒等に適切な教育を行うこととなります。

京都府では文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」（平成17・18年度）の委嘱を受け、府内全域を推進地域に指定するとともに、「養護学校・地域等連携推進事業」を府立養護学校7校で実施しています。この2つの事業を教育局と養護学校の連携のもとに連動させ、小・中学校はもとより、幼稚園・保育所・高等学校等も対象に地域単位での巡回相談を実施するなど、通常の学級に学ぶLD等を含め、障害のある児童生徒等に対する適切な指導と必要な支援を行うためのシステム作りを推進してきました。

府内の小・中学校では、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名はほぼ100%となり、各学校では、このシステムを機能させ、特別な支援を必要とする児童生徒やその担任等を効果的に支援していくための取組が進められています。

また今年度は「特別支援教育充実事業」により、小・中学校に100名の非常勤講師を新たに配置したところであり、配置校では児童生徒一人一人のニーズに応じた支援とその基盤となる全校的な支援体制の充実に向けた取組が進められています。

さらに、中学校にLD、ADHD等の生徒を対象とする通級指導教室を新たに設置したことによって、中学生にも通級による支援が継続できるようになりました。

府総合教育センターで実施する講座や府特別支援教育研究協議会での研修会においては、各学校でのコーディネーターの実践などが交流され、幼稚園、高等学校においても、校（園）内研修の実施や体制整備に向けた取組が始まっています。

平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」に基づき始まった保健所での就学前の健診・相談事業や就労支援に向けた動きなど、保健福祉部局や労働部局との連携をさらに進め、障害のある児童生徒等一人一人のニーズに応じて、生涯にわたる具体的な支援を進めるため、文部科学省と厚生労働省が連携、協働して都道府県や地域単位での連携協議会等支援体制を整備する動きとなっています。

平成19年度は、学校教育法等の一部改正により、特別支援教育元年とも言われますが、京都府ではすでに府内全域で特別支援教育体制の整備に努めてきました。

この冊子によって現在の取組状況を御確認いただき、全校種において特別支援教育を更に推進していく上での一助にいただければと願っております。

平成19年3月

京都府教育庁指導部特別支援教育課

課長 永野 憲 男